

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成24年12月4日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第10号

専 決 処 分 書

平成24年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年11月16日

亀岡市長 栗山正隆

平成 2 4 年 度

亀岡市一般会計補正予算（第 5 号）

平成24年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）

平成24年度亀岡市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,410,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月16日専決

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 府支出金		千円 2,450,971	千円 38,000	千円 2,488,971
	3 府委託金	139,384	38,000	177,384
歳 入 合 計		35,372,400	38,000	35,410,400

## 2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 4, 036, 770	千円 38, 000	千円 4, 074, 770
	4 選挙費	2, 662	38, 000	40, 662
歳 出 合 計		35, 372, 400	38, 000	35, 410, 400